

移動通信市場において「シムロック」がもたらす影響 ～関係特殊資産としてのシムロック～

金 炯 國

< 論文の概要 >

① 第 1 章：研究の目的と背景

本論文の目的としては、日本の移動通信産業の進化の歴史と現状がヨーロッパ諸国（本論文では、英国を取り上げる）と大きく異なることを確認し、その原因について分析する。この分析を受けて、日本の端末メーカーが今後取るべき戦略について私見を示す。

研究の問題意識は次の通りである。数年前からビジネスの世界で「ガラパゴス化」という言葉が使われている。“閉鎖された環境で特殊進化し、その環境下でしか生き残れないビジネス（ビジネスモデル）” という意味である。移動通信サービスが本格的に普及した 1990 年代後半から現在に至るまで日本の移動通信市場は世界のメインストリームからはかけ離れて独自の路線を歩んできた。デジタル方式の世界の 2 大標準技術として、主にヨーロッパで発展してきた GSM や北米を中心にして発展してきた CDMA ではなく、PDC という独自の通信規格を NTT ドコモと Jフォン（現在のソフトバンクモバイル）が採用したのである。その結果、日本市場は世界の発展の流れとはかけ離れて「ガラパゴス化」され、日本という島国で、ガラパゴス諸島に生息する特異な生物と同じように独自進化してしまっただけと言われる。外国端末メーカーがほとんど活躍していないことや、日本の携帯端末メーカーの海外での薄い存在感、オペレータ主導のバリューチェーン、高機能の携帯端末等々がその例として挙げられる。こういう「ガラパゴス」化が起きている原因としてよく耳にするのが、上述した、日本は移動通信の歴史が他の国とは異なるとか、採用した移動通信規格が他の国とは異なるとか、端末メーカー間の競争が激しいからだ等あるが、本当の原因は他のところにあるのではないか。では、日本独特の市場環境を作り出してきた本当の原因は一体何なのか。その解を、最近に入って世間で注目を集め始めている、携帯端末に差し込んで使う「シムカード（SIM CARD）」に着目して探りたい。

リサーチクエスチョンは、移動通信市場における「シムロック」のもたらす影響を明らかにすることである。その上、「シムロック」のもたらす影響の例外的現象をも明らか

にし、これが携帯端末メーカーにとってどういう意味合いを持っているのかを検証する。

最後に研究方法としては、マクロデータの分析と少数の事例によるケーススタディによるものとする。

②第2章：先行研究

総務省総合通信基盤局事業政策課長の谷脇康彦が2008年5月に出版した著書、「世界一不思議な日本のケータイ」の中で延べている「シムロック」の影響及び 아이폰の成功要因について説明し、この文献の持つ意義や限界について述べる。同様に、宮崎智彦が2008年9月に出版した著書、「ガラパゴス化する日本の製造業」の中で述べている、移動通信産業を含む日本のエレクトロニクス企業が「ガラパゴス化」する原因について説明し、筆者が主張している「ガラパゴス化」の原因は、移動通信産業には当てはまらないことを明らかにする。

③第3章：日本と英国の市場分析

日本と英国は、世界全体で見れば両方とも先進市場と言えよう。しかし、もう一步踏み込んで詳しく見ると、驚くほどの相違点が見受けられる。まず、日本では消費者がオペレータとの契約期間が終わって携帯端末に挿されているシムカードのロック、いわゆる「シムロック」の解除を求めてもオペレータは応じてくれないのに対して英国では、契約期間が終わると消費者の要求に応じてオペレータは「シムロック」を解除してあげなければならない。この「シムロック」の有無は、消費者がオペレータを変更しようとする際に大きい影響を及ぼすことになったり、消費者が携帯端末を購入するパターン、つまり携帯端末の流通経路にも影響を及ぼすことになる。他方では、この「シムロック」は、携帯端末メーカーにも大きな影響を与えている。「シムロック」で消費者に高いスイッチングコストをかけ、消費者を囲い込むことができるオペレータから見ると多様な要求を端末メーカーに呑ませる環境が整うことになる。これにより、「シムロック」がかかっている日本では「シムロック」のかかっていない英国に比べて、端末メーカーの利益率がより低く、外国端末メーカーのマーケットシェアがより低く、携帯端末に搭載される機能がより多く、端末メーカーはより長い開発期間と開発費の投資が余儀なくされ、結果的に携帯端末の卸価格がより高くなるなどの現象が起きることになる。

こうした様々な現象の食い違いを、市場のマクロデータ分析、消費者の観点からの分

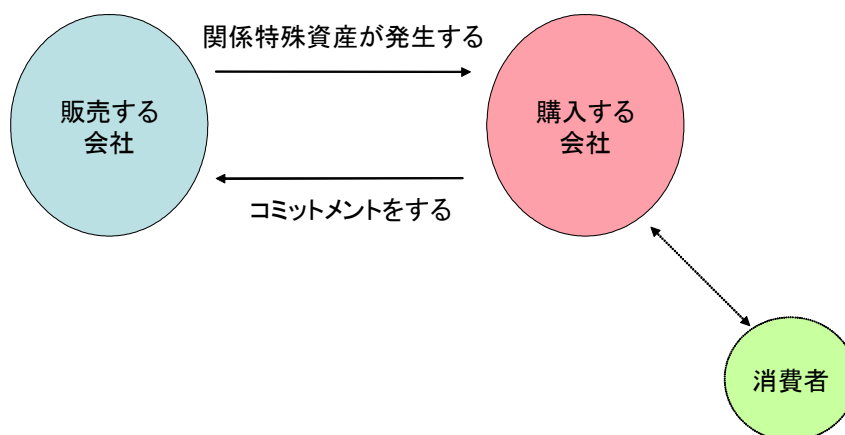
析、そして端末メーカーからの分析の順番に解説していく。

④第4章：SIMカードについて

本章では、本論文における議論の核心的媒体であるSIMカードについて解説していく。第1節では、SIMカードの定義、構造、そしてSIMカード誕生の歴史について述べる。第2節では、SIMロックの範囲及び日本と英国におけるSIMロックの適用現況について述べる。最後に、第3節では、SIMロックがもたらす社会的厚生の効果について書いていく。

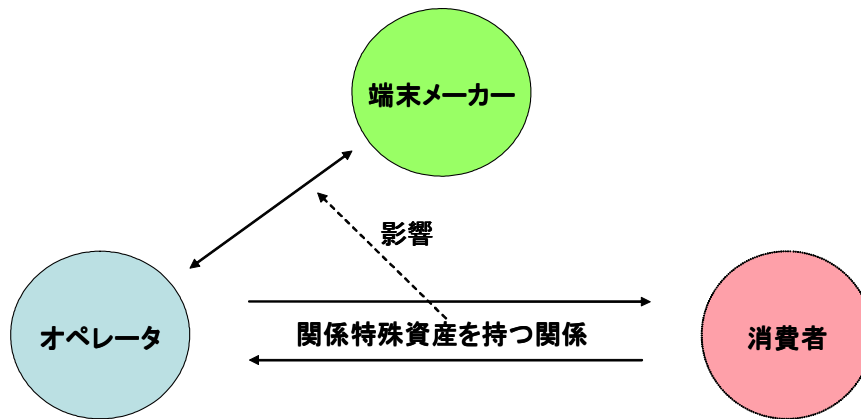
⑤第5章：関係特殊資産としての「SIMロック」

SIMカードはオペレータが移動通信サービスを提供するために投資した、関係特殊的でない有形資産である。しかし、ロックされた状態を意味する「SIMロック」がかかることによってオペレータと消費者の間には無形の関係特殊資産が発生すると考えられる。従来議論されてきた関係特殊資産は、取引を行うために、その取引前に発生した資産を意味しているのに対して、「SIMロック」という関係特殊資産はオペレータと消費者が通信サービス契約を結ぶという取引後に発生してくる資産であることに両者の相違点がある。それ以外は、取引コスト理論（コース及びウィリアムソン、1975）で言う関係特殊資産が持つ一般的な性質と同様に「SIMロック」の場合においても、取引の一方にある消費者は新規端末購入などの余計なコストを払わずにはオペレータを変更することが出来ず、他方にあるオペレータも消費者を囲い込むために通信料金の割引などのコミットメントを行うという面で「ホールドアップ」状態にある。



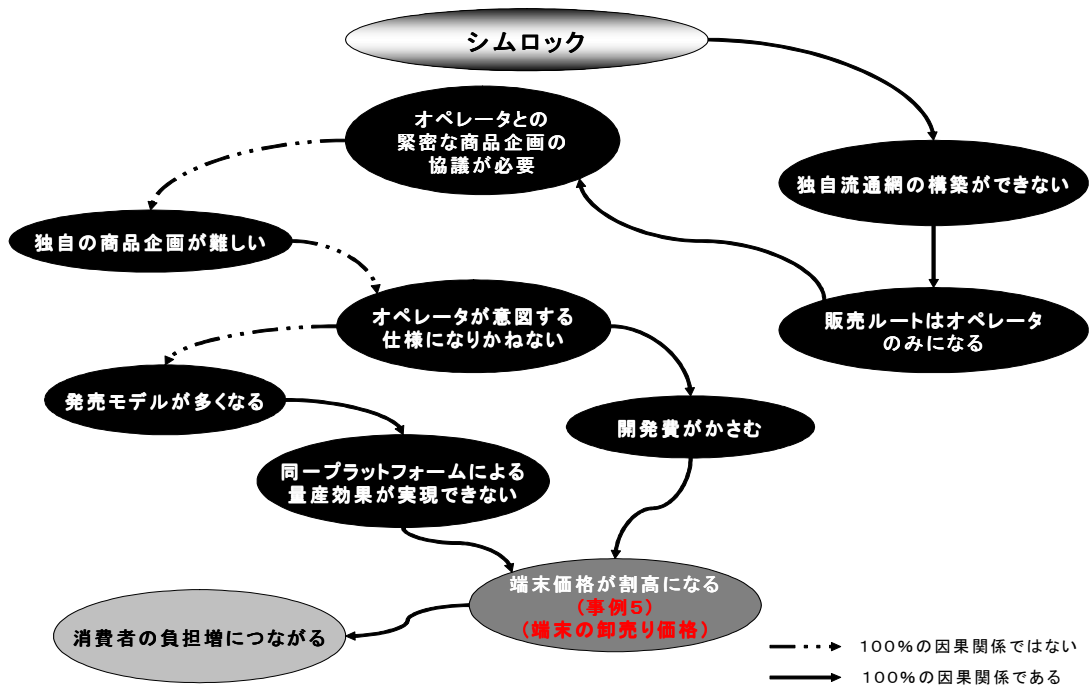
<従来の関係特殊資産の議論>

従来の関係特殊資産に比べて移動通信市場で見られる関係特殊資産の特徴は、個人（消費者）と企業（オペレータ）の間に発生するという点である。また、「シムロック」という関係特殊資産が、取引当事者の2者間を超えて、2者間以外の第三者（端末メーカー）との取引にまで影響を及ぼすという点にある。



＜移動通信市場で見られる関係特殊資産の影響＞

関係特殊資産として上記のような性質を持つ「シムロック」が、上述した日本と英国の両市場における様々な現象的相違点の根源にあるというのが筆者の仮説であり、この仮説が因果連鎖図による分析を通して事例の一つ一つに当てはまることを示す。



上述した因果連鎖に対する例外的な現象としてアップル社（APPLE Inc.）のiPhone（i-Phone）の例を挙げ、この例外事例について命題論（根来龍之、2008）を交えた因果連鎖図をもって説明する。この説明によって、この現象は仮説を覆すものではなく、文字通り「例外」であることを示す。

⑥第6章：まとめ

取引コスト理論で言う従来の関係特殊資産は、買い手と売り手としての両者を企業と想定するものであり、個人（消費者）と企業の間に関係特殊資産が発生することは論じられていない。そして、関係特殊資産はあくまでも取引当事者の2者間にある種の役割を果たすものであり、2者間以外の第3者との取引にまで影響を及ぼすという議論は行われていない。

本論文の主な成果は、「シムロック」という関係特殊資産が、企業間どうしだけでなく、企業と個人（消費者）の間にも発生し、また直接的な関係特殊資産関係の外部にある端末メーカーとオペレータとの取引にまで影響を及ぼす、という2点を移動通信市場の例にて明らかにした点にある。

研究のインプリケーションとしては、次のことを提言したい。今まで「ガラパゴス」化されてきた日本市場も今までとは違う業界からのiPhoneの参入により、もはや「ガラパゴス」ではなくなりつつある。この変化は、オペレータ主導の閉鎖的だった過去に比べるとよりオープンな環境に晒されることを意味する。これは、日本の端末メーカーには危機と同時にチャンスでもある。アップルの例で明白になったように、日本の端末メーカーも単なる物づくりではなく、オペレータ、アプリ開発メーカー、消費者、そして端末メーカーが共に成長しえる仕組みを作り出すことによって、今までとは違う、新たな成長局面を迎えることができよう。